「監査報告のひな型について」及び 「監査委員会監査報告のひな型について」の一部改正について

平成 21 年 4 月 16 日社団法人 日本監査役協会

1. 標記ひな型の改正の趣旨

本年3月27日に「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(平成21年法務省令第7号)」が公布され、4月1日より施行されました。同改正は、国際的な会計基準とのコンバージェンスの必要から企業結合に関する会計基準等が企業会計基準委員会によって公表されたこと及び近時の関係法令の改正等に伴い、会社法の委任に基づく会社計算規則について、所要の改正が行われたものです。また、会社法施行規則についても、関係方面からの見直しの要望等に対応し、改正が行われました。

今般の法務省令の改正により、標記「ひな型」にも若干の影響が生じておりますが、いずれもひな型の内容に直接関わるものではなく、上記法務省令の改正により条文番号が一部変更されたことに伴い、現行のひな型において引用している法務省令の条文のうち、影響のある箇所について、自動的・形式的な見直しを行うものです。

なお、この度の法務省令改正には、附則により経過措置が付せられております。3月決算会社(6月定時株主総会会社)について言えば(注1)、本年6月定時株主総会に係る「事業報告及びその附属明細書」及び「株主総会参考書類」については、「なお従前の例による」こととされております(附則6条、5条)。一方、「計算関係書類」についても、経過措置が付せられておりますが(同8条)、監査役(監査役会、監査委員会を含む。以下同じ)監査報告の記載事項との関係で言えば、経過措置は該当がありません。

監査役監査報告については、直接該当する経過措置規定はありませんが、監査役監査報告の作成に当たっては、監査対象となっている事業報告及びその附属明細書における条文表記等(買収防衛策に係る会社法施行規則の条文引用等)にも留意しつつ、適切に対応することが求められますのでご注意ください(詳細は後述参照)。

(注1) 改正法務省令の施行日が4月1日のことから、正確には、これ以降に作成される 監査役監査報告より適用されることとなります。

2. 標記ひな型の改正の内容

「「監査報告のひな型について」の一部改正について(新旧対照表)」及び「「監査委員会監査報告のひな型について」の一部改正について(新旧対照表)」参照。

現行のひな型において引用している法務省令の条文のうち、今般の法務省令 の改正に伴い変更を要するものは、下記のとおりです。

なお、法務省令の改正に伴い、<u>今般、ひな型を改正いたしますが、下記の通り、本年については、会社法施行規則と会社計算規則とで対応が異なりますの</u>で留意が必要です。

(1)会社法施行規則

附則5条及び6条により、3月決算会社が本年6月の定時株主総会に向けて 作成する事業報告及びその附属明細書並びに株主総会参考書類については、「な お従前の例による」ため、<u>監査役監査報告における会社法施行規則の条文引用</u> についても、従前通り(すなわち、「改正前」のまま)でよいと考えられます。

改正前	改正後
(株式会社の支配に関する基本方針)	
第 127 条第 1 号	第 118 条第 3 号イ
(株式会社の支配に関する基本方針)	
第 127 条第 2 号	第 118 条第 3 号口

(2)会社計算規則

以下の条文については、いずれも経過措置の適用はありません。したがって、施行日(本年4月1日)以降に<u>事業報告及びその附属明細書、株主総会参考書類、計算関係書類、監査役監査報告などにおいてこれらの条文引用を行う際に</u>は、「改正後」の条文表記を行う必要があります。

改正前	改正後
第 89 条	第 57 条
(監査役の監査報告の内容)	(監査役の監査報告の内容)
第 150 条	第 122 条

(会計監査人設置会社の監査役の監査	(会計監査人設置会社の監査役の監査
報告の内容)	報告の内容)
第 155 条	第 127 条
(会計監査人設置会社の監査役会の監	(会計監査人設置会社の監査役会の監
査報告の内容等)	査報告の内容等)
第 156 条	第 128 条
(監査委員会の監査報告の内容)	(監査委員会の監査報告の内容)
第 157 条	第 129 条
(会計監査報告の通知期限等)	(会計監査報告の通知期限等)
第 158 条	第 130 条
(会計監査人の職務の遂行に関する事項)	(会計監査人の職務の遂行に関する事項)
第 159 条	第 131 条
(会計監査人設置会社の監査役等の監	(会計監査人設置会社の監査役等の監
査報告の通知期限)	査報告の通知期限)
第 160 条	第 132 条

3. その他

今般の法務省令の改正に伴い、その他の当協会の既存の公表物についても、 今後、適宜見直しを行う予定です。

以 上